

○国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の一部を改正する規程

○国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則の一部を改正する規則

○東京学芸大学教育文化賞に関する要項等の一部を改正する要項

○東京学芸大学大学院教育学研究科学学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部を改正する申合せ

○O P G E助成事業に関する内規の一部を改正する内規

○東京学芸大学における単位互換制度実施要領等の一部を改正する要領

改正理由

理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

理事・副学長の職務分担の表記の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 3 月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第12号

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の
一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程（平成27年規程第28号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

平成30年 3 月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規則第20号

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則（平成16年規則第31号）の一部につ
いて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育文化賞に関する要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成30年 3 月 29 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学教育文化賞に関する要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教育文化賞に関する要項（平成15年 5 月 29 日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学資金管理運用要項（平成16年 4 月 1 日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学営利企業役員等兼業審査会要項（平成16年 6 月 22 日制定）
- (4) 教養教育の工夫・改善のための取組としての授業科目の開設に関する要項（平成18年 2 月 2 日制定）
- (5) 国立大学法人東京学芸大会計監査人候補者選定委員会要項（平成21年 2 月 5 日制定）
- (6) 東京学芸大学・3 市連携 I T 活用コンソーシアム設置要項（平成21年 7 月 1 日制定）

東京学芸大学大学院教育学研究科学学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように制定する。

平成30年 3 月 29 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学大学院教育学研究科学学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部を改正する申合せ

東京学芸大学大学院教育学研究科学学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せ（平成12年 4 月 12 日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

OPGE助成事業に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成30年3月29日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

OPGE助成事業に関する内規の一部を改正する内規

OPGE助成事業に関する内規の一部を改正する内規（平成19年3月8日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学における単位互換制度実施要領等の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成30年 3 月 29 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学における単位互換制度実施要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学における単位互換制度実施要領（平成 9 年 4 月 1 日制定）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度実施要領（平成13年 12月 5 日制定）

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第2章 安全管理措置 第1節 組織的安全管理措置 (組織体制) 第5条 本学に、特定個人情報等の管理に関する事務を総括する者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、<u>総務を所掌する理事</u>をもって充てる。 2～5 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年 3月 29日から施行し、平成28年1月1日から適用する。</u>	〔省略〕 第2章 安全管理措置 第1節 組織的安全管理措置 (組織体制) 第5条 本学に、特定個人情報等の管理に関する事務を総括する者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。 2～5 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (役員会の権限及び責務) 第3条 役員会は、本学の資金の管理について統括し、運用の権限を有するとともに、その運用実績についての責務を負う。 2 役員会は、<u>財務を所掌する理事</u>が策定した資金の管理運用方針について審議し、これを定める。 3 役員会は、前項に定める資金の管理運用方針の範囲内で、<u>財務を所掌する理事</u>に業務執行権限を委譲する。 4 役員会は、<u>財務を所掌する理事</u>からの資金の管理運用状況報告に基づき、運用実績を把握し評価するとともに、必要に応じて措置判断を行うものとする。 (<u>財務を所掌する理事</u>の業務等) 第4条 <u>財務を所掌する理事</u>が行う業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 年度当初において、当該年度の資金の管理運用方針を策定すること。 (2) 役員会が定める資金の管理運用方針に基づいて管理運用すること。 (3) 役員会に対し、四半期ごと又はその要請により随時の時点における資金の管理運用状況を報告すること。 2 <u>財務を所掌する理事</u>は、財務施設部長に資金の管理運用を委任して実務を行わせるものとし、その管理運用状況について監督責任を負う。 3 <u>財務を所掌する理事</u>は、経済情勢の急激な変化、取引先金融機関の経営状況の悪化等が生じた場合は、直ちに役員会に報告し、対応を協議しなければならない。 〔省略〕 附 則 この規則は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。	〔省略〕 (役員会の権限及び責務) 第3条 役員会は、本学の資金の管理について統括し、運用の権限を有するとともに、その運用実績についての責務を負う。 2 役員会は、<u>理事（財務・労務担当）</u>が策定した資金の管理運用方針について審議し、これを定める。 3 役員会は、前項に定める資金の管理運用方針の範囲内で、<u>理事（財務・労務担当）</u>に業務執行権限を委譲する。 4 役員会は、<u>理事（財務・労務担当）</u>からの資金の管理運用状況報告に基づき、運用実績を把握し評価するとともに、必要に応じて措置判断を行うものとする。 (<u>理事（財務・労務担当）</u>の業務等) 第4条 <u>理事（財務・労務担当）</u>が行う業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 年度当初において、当該年度の資金の管理運用方針を策定すること。 (2) 役員会が定める資金の管理運用方針に基づいて管理運用すること。 (3) 役員会に対し、四半期ごと又はその要請により随時の時点における資金の管理運用状況を報告すること。 2 <u>理事（財務・労務担当）</u>は、財務施設部長に資金の管理運用を委任して実務を行わせるものとし、その管理運用状況について監督責任を負う。 3 <u>理事（財務・労務担当）</u>は、経済情勢の急激な変化、取引先金融機関の経営状況の悪化等が生じた場合は、直ちに役員会に報告し、対応を協議しなければならない。 。 〔省略〕

東京学芸大学教育文化賞に関する要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考手続等) 第6条 応募論文は、次の各号に掲げる者で組織する審査委員会で審査し、部局長会の議を経て、学長が受賞者を決定する。 (1) <u>研究を所掌する副学長</u> (2) 学系長 (3) 大学院連合学校教育学研究科長 (4) その他学長が委嘱する者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (選考手続等) 第6条 応募論文は、次の各号に掲げる者で組織する審査委員会で審査し、部局長会の議を経て、学長が受賞者を決定する。 (1) <u>副学長（研究等担当）</u> (2) 学系長 (3) 大学院連合学校教育学研究科長 (4) その他学長が委嘱する者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （資金の管理運用） 第2条 資金管理運用規則第4条第2項の規定に基づき、財務施設部長は、資金の管理運用に係る実務を司るものとし、その運用に当たっては、この要項を遵守するとともに、<u>財務を所掌する理事</u>と緊密な連携を図りつつ行うものとする。 2 財務施設部長は、この要項に基づき、年度当初に当該年度における資金の管理運用方針を作成の上、<u>財務を所掌する理事</u>に提出するものとする。 3・4 〔省略〕 〔省略〕 （資金の管理運用に係る口座開設） 第4条 財務施設部長は、資金の管理運用に係る口座を開設する場合は、当該金融機関に関して<u>財務を所掌する理事</u>の承認を得るものとする。 2・3 〔省略〕 （金融機関の健全性の把握） 第5条 〔省略〕 2 財務施設部長は、経営及び財務基盤を審査した結果、前条に定める取引金融機関が基準を満たさない状況又はその懸念がある場合は、直ちに<u>財務を所掌する理事</u>に報告しなければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （資金の管理運用） 第2条 資金管理運用規則第4条第2項の規定に基づき、財務施設部長は、資金の管理運用に係る実務を司るものとし、その運用に当たっては、この要項を遵守するとともに、<u>理事（財務・労務担当）</u>と緊密な連携を図りつつ行うものとする。 2 財務施設部長は、この要項に基づき、年度当初に当該年度における資金の管理運用方針を作成の上、<u>理事（財務・労務担当）</u>に提出するものとする。 3・4 〔省略〕 〔省略〕 （資金の管理運用に係る口座開設） 第4条 財務施設部長は、資金の管理運用に係る口座を開設する場合は、当該金融機関に関して<u>理事（財務・労務担当）</u>の承認を得るものとする。 2・3 〔省略〕 （金融機関の健全性の把握） 第5条 〔省略〕 2 財務施設部長は、経営及び財務基盤を審査した結果、前条に定める取引金融機関が基準を満たさない状況又はその懸念がある場合は、直ちに<u>理事（財務・労務担当）</u>に報告しなければならない。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学営利企業役員等兼業審査会要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>総務を所掌する副学長</u> (2) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する学系の学系長（施設・センターに所属する者にあつては総合教育科学系長） (3) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する講座の主任（施設・センターに所属する者にあつては当該施設・センターの長） (4) 各学系の教員のうちから当該学系長が推薦した者 各1名 (5) 総務部長 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長（総務等担当）</u> (2) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する学系の学系長（施設・センターに所属する者にあつては総合教育科学系長） (3) 審査の対象となる兼業に係る申請をした者の所属する講座の主任（施設・センターに所属する者にあつては当該施設・センターの長） (4) 各学系の教員のうちから当該学系長が推薦した者 各1名 (5) 総務部長 〔省略〕

教養教育の工夫・改善のための取組としての授業科目の開設に関する要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (授業の開設) 第4 特別授業科目の授業担当者，授業内容，授業形態及び第5に定める連絡教員等については，学長が<u>教育を所掌する副学長</u>と協議の上，教育研究評議会に提案し，その承認を得ることとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成30年 3月 29日から施行し，平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (授業の開設) 第4 特別授業科目の授業担当者，授業内容，授業形態及び第5に定める連絡教員等については，学長が<u>副学長（教育等担当）</u>と協議の上，教育研究評議会に提案し，その承認を得ることとする。 2 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>総務を所掌する理事</u> (2) 部局長会を組織する者のうちから学長が指名する者 (3) 財務施設部長 (4) 財務課長 (5) 施設課長 (委員長) 第5条 委員会に委員長を置き、<u>前条第1号の委員</u>をもって充てる。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>理事（総務担当）</u> (2) 部局長会を組織する者のうちから学長が指名する者 (3) 財務施設部長 (4) 財務課長 (5) 施設課長 (委員長) 第5条 委員会に委員長を置き、<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。 2・3 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学・3市連携IT活用コンソーシアム設置要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3 コンソーシアムは、次の各号に掲げる者（以下「推進メンバー」という。）をもって組織する。 (1) <u>本学の研究を所掌する副学長</u> (2) 本学職員から選出された者 若干名 (3) 小金井市教育委員会から選出された者 若干名 (4) 国分寺市教育委員会から選出された者 若干名 (5) 小平市教育委員会から選出された者 若干名 (6) コンソーシアムの目的に賛同する企業等から選出された者 若干名 (7) その他コンソーシアムが必要と認めた者 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3 コンソーシアムは、次の各号に掲げる者（以下「推進メンバー」という。）をもって組織する。 (1) <u>本学副学長（研究・附属学校等担当）</u> (2) 本学職員から選出された者 若干名 (3) 小金井市教育委員会から選出された者 若干名 (4) 国分寺市教育委員会から選出された者 若干名 (5) 小平市教育委員会から選出された者 若干名 (6) コンソーシアムの目的に賛同する企業等から選出された者 若干名 (7) その他コンソーシアムが必要と認めた者 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科学学校心理専攻の入学者選抜に関する申合せの一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 2. 学校心理専攻の一般受験者の筆記試験の合否判定は、次に掲げる者で構成する会議で行う。 (1) <u>教育を所掌する副学長</u> (2) 研究科運営委員会入試部会長 (3) 学校心理専攻代表 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この申合せは、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 2. 学校心理専攻の一般受験者の筆記試験の合否判定は、次に掲げる者で構成する会議で行う。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) 研究科運営委員会入試部会長 (3) 学校心理専攻代表 〔省略〕

OPGE助成事業に関する内規の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審査委員会） 第6 審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>総務を所掌する理事</u> (2) OPGE本部長 (3) OPGE副本部長 (4) 学系ごとにOPGE本部長が委嘱する教員 各1名 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この内規は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （審査委員会） 第6 審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>理事（総務等担当）</u> (2) OPGE本部長 (3) OPGE副本部長 (4) 学系ごとにOPGE本部長が委嘱する教員 各1名 2・3 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学における単位互換制度実施要領の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （特別聴講学生） 1 4 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。 （1）本学の専任の大学教員が担当する講義又は演習の授業科目であり、かつ、特別聴講学生を8名程度受け入れられる授業科目とする。ただし、授業担当教員が不都合とする授業科目は除くことができる。 （2）前号に係る授業科目については、あらかじめ<u>教育を所掌する副学長</u>が授業科目を開設する教室等に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにするものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （特別聴講学生） 1 4 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。 （1）本学の専任の大学教員が担当する講義又は演習の授業科目であり、かつ、特別聴講学生を8名程度受け入れられる授業科目とする。ただし、授業担当教員が不都合とする授業科目は除くことができる。 （2）前号に係る授業科目については、あらかじめ<u>副学長（教育等担当）</u>が授業科目を開設する教室等に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにするものとする。 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度実施要領の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の表記の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (特別聴講学生) 第3 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。 (1) 本学の専任教員が担当する授業科目であり、授業担当教員が受講を認める授業科目とする。 (2) 前項に係る授業科目については、あらかじめ<u>教育を所掌する副学長</u>が授業科目を開設する専攻のコース（サブコース）に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにしなければならない。 2～7 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成30年 3月 29日から施行し、平成25年4月 1日から適用する。</u>	〔省略〕 (特別聴講学生) 第3 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。 (1) 本学の専任教員が担当する授業科目であり、授業担当教員が受講を認める授業科目とする。 (2) 前項に係る授業科目については、あらかじめ<u>副学長（教育等担当）</u>が授業科目を開設する専攻のコース（サブコース）に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにしなければならない。 2～7 〔省略〕 〔省略〕